

畜 第 874 号
令和5年12月22日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会会長
岩手県農業共済組合組合長理事
岩手県動物薬品器材協会会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

年末年始及び春節時期における家畜防疫対策の徹底について（通知）

このことについて、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、会員等に対し、飼養衛生管理基準の遵守徹底や、異状確認時の家畜保健衛生所への早期通報について、引き続き注意喚起を実施いただきますようお願いいたします。



【振興・衛生担当 山岸竜馬 TEL019-629-5729】

5 消安第 5540 号
令和 5 年 12 月 21 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始及び春節時期における家畜防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等に係る防疫対策については、これまでも「ゴールデンウィークにおける高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の防疫対策の徹底について」（令和 5 年 4 月 20 日付け 5 消安第 455 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策徹底通知」という。）等により、海外からの病原体の侵入防止対策、農場における発生予防及び発生を確認した場合のまん延防止対策の徹底についてお願いしてきたところです。

高病原性鳥インフルエンザについては、渡り鳥の我が国への飛来ルート上にある韓国において、令和 5 年 12 月以降、家きん農場での H5N6 亜型ウイルスによる発生事例が増加しているなど、引き続き、防疫対策の徹底が必要です。また、日本の近隣諸国では、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生が継続し、又は拡大しており、特にアフリカ豚熱は、日本と台湾を除くアジアで継続的に発生が確認されていることから、我が国への侵入リスクは依然として高い状況です。

これから年末年始及び春節時期を迎え、人や物の動きが活発になることが見込まれ、また、渡り鳥の飛来・滞在シーズンが続くことから、引き続き、アフリカ豚熱、口蹄疫等の現在日本で流行していない家畜伝染病の侵入防止に万全を期すとともに、農場における病原体侵入防止を徹底する必要があります。

農林水産省としても、この期間を捉えて海外からの病原体の侵入防止対策を一層強化するとともに、農場における発生予防及びまん延防止対策の徹底に取り組んでまいります。皆様におかれても、特に下記の点について、家畜の所有者、畜産関係者並びに市町村、関係機関及び関係団体の職員に周知して御指導いただくとともに、疾病の発生予防の徹底及び万が一の発生に備えた体制の確保に万全を期すようお願いいたします。

記

1 発生予防対策

(1) 畜産関係者については、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航を自粛すること。また、やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避けるとともに、帰国時には衣服や靴の消毒等適切な防疫措置を行うこと。

(2) 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等が母国を含む海外からの携帯品や国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、外国人従業員等への周知を徹底すること。

なお、外国人従業員が受け取る国際郵便物等の中に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。

(3) 飼養衛生管理については、防疫対策徹底通知の「2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止」等を踏まえ、衛生管理区域及び畜舎内への病原体の侵入防止を図ること。

(4) 飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、特定症状の早期発見に努めるとともに、特定症状を呈している家畜を発見したときは、管轄の家畜保健衛生所に速やかに連絡すること。

なお、都道府県においては、家畜の所有者、従業員、獣医師等に対し、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱及び口蹄疫の特定症状並びに管轄の家畜保健衛生所の連絡先について、改めて周知する。

2 疾病発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備

(1) 防疫措置に必要な埋却地、焼却施設等については、各農場における確保状況及びその実効性について改めて確認を行い、万が一の発生に確実に備えておくこと。

(2) 休暇期間中であっても、都道府県内の関係部局、関係団体、市町村等と連携し、以下の点について事前に点検・確認しておくこと。

① 万が一家畜伝染病が発生した場合の都道府県庁内の関係部局、市町村、関係機関、関係団体、資材及び試薬の調達先等との緊急連絡体制

② 防疫措置に係る動員計画及び調達計画並びに大規模農場における発生時に備えた防疫措置の対応計画

③ 人員動員、資材・機材調達、情報・広報、各種調整等に係る関係者

の役割

④ 防疫措置を実施する際の動員体制

なお、調整に当たっては、家畜衛生部局や畜産関係団体だけではなく、都道府県庁内の関係部局、市町村、団体等からの動員を含む計画となるよう、事前に合意形成を図る。

⑤ 防疫資材等の確保状況及び調達体制

特に初動対応に必要な防護服や長靴等の資材、運搬に必要な機材、運搬車等を確保すること。また、防疫資材の不足や家畜伝染病の続発に備えて防疫資材を調達する必要がある場合には、速やかに資材の調達が可能な業者と調整を図り、必要に応じて円滑に防疫資材を追加で確保すること。

⑥ 適切な病性鑑定を実施するために必要な検査試薬及び人員の確保状況並びに検査機器の保守状況

高病原性鳥インフルエンザ

発生予防のポイント

01

農場に入る全ての
人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。



周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。

02

衛生管理区域・家きん舎ごとに
専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。

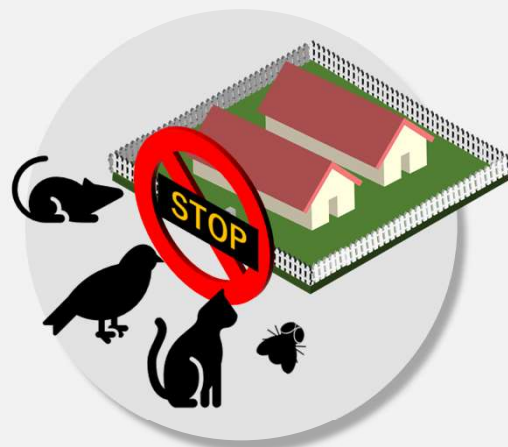


着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。

03

ウイルスを媒介する
野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。



「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

家畜保健衛生所

TEL

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」→



農場付近の水場は水抜き、忌避テープの設置等により、野鳥を寄せ付けない工夫を。



長靴は洗浄してから消毒の徹底。消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。

農場の

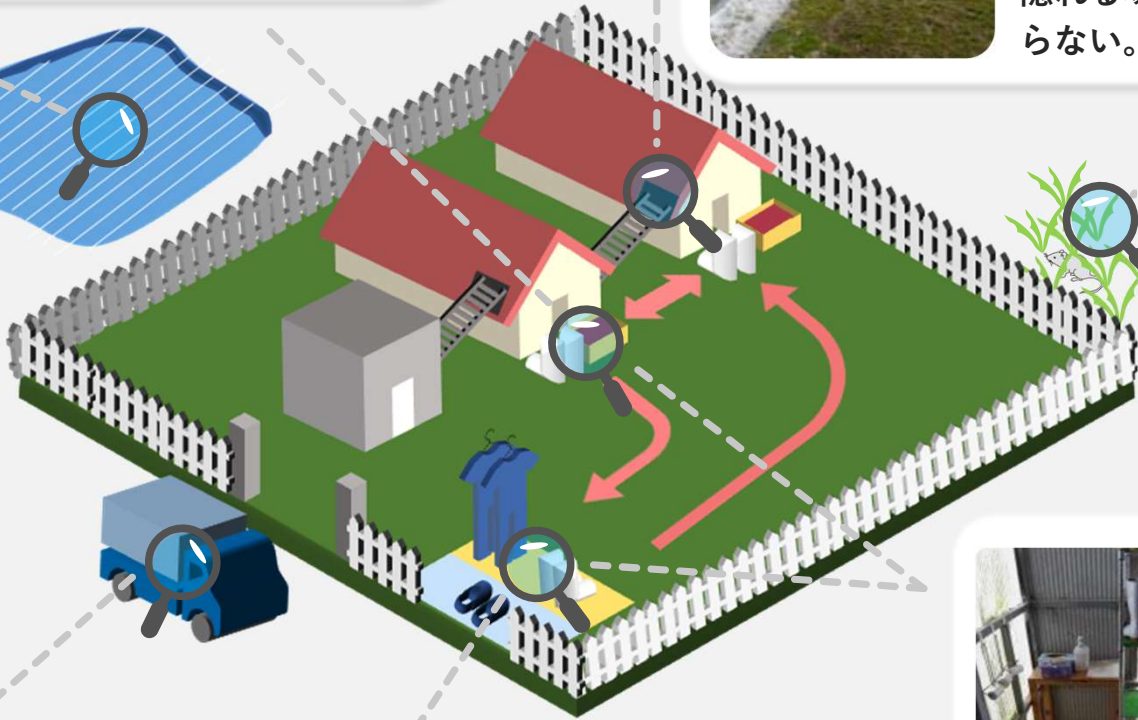
重点対策



集卵コンベアなどの開口部の隙間を塞ぐ。普段目の届きにくい屋根裏や入気口も点検し、破損があれば補修。



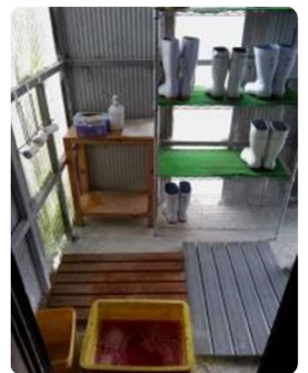
農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。



車両の消毒の徹底。車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。



洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。



着替え、履き替えの前後で動線が交差しないよう境界を明確に。

— 例外を作らずに必ず実施することが大切です。 —